



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

＜速報＞第217国会(6月22日閉会)において成立した主な法律の概要をご紹介します。

◆人口知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI新法)(原則R7. 6. 4施行)

「AIに関するイノベーション促進とリスクへの対応の両立」という観点から、内閣にAI戦略本部を置き、AI基本計画(人口知能基本計画)として、政府がAIの研究開発および活用の推進に関する基本的な計画を策定した上で、必要な情報提供要請や指導等を行うことが定められています。本法は、基本法的な性格の法律であり、AIを規制する法律ではありませんが、今後の方針等は確認していく必要があります。

◆改正児童福祉法(R7. 10. 1施行)

保育人材の確保による児童福祉の拡充を図るため、①保育士・保育所支援センターの法定化、②地域限定保育士制度の一般制度化(登録した都道府県での業務を可能にしました)、③虐待対応の強化策として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設などが定められました。

◆改正鳥獣保護管理法(公布日(R7. 4. 18)から起算して6月以内に施行)

近年クマが民家や商業施設等の日常生活圏に出没する事例が多発していることから、今回の改正によりクマやイノシシなどの「危険鳥獣」が市街地に出没した際に、一定の条件下で市町村の判断による緊急銃猟が可能になります。また住民の安全確保と補償の仕組みも整備されます。

◆改正薬機法(公布日(R7. 5. 21)から起算して6月以内に政令で定める日以降、段階的に施行)

医薬品等の製造販売に関する不正事案や医薬品等の供給不足が発生していることから、多角的な観点から法整備が進められました。主な改正点は①医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、②医療用医薬品等の安定供給体制の強化、③医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等で、具体的には一定条件下でコンビニ等の店舗での市販薬の販が可能になり、調剤業務の一部を外部委託できるようになります。また、乱用等のおそれのある医薬品の20歳未満への販売は、原則的に複数・大容量の販売が禁止されます。

◆改正下請代金支払遅延防止法(R8. 1. 1施行)

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、①協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、②手形払い等の禁止、③対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加することなどが定められました。

◆年金制度改正法(R8. 4. 1施行。以後段階的に施行)

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、①社会保険の加入対象の拡大、②在職高齢年金の見直し、③遺族年金の見直し、④保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ等の措置が講じられます。具体的には賃金要件(月額8.8万円以上)、企業規模要件(従業員数51人以上)が段

階的に撤廃され、短時間労働者(学生を除く)の所定労働時間が週20時間以上であれば、「年収106万円の壁」や企業規模の関係なく社会保険の加入対象となります。また、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限が段階的に75万円までに引き上げられます。

◆改正保険業法(公布日(R7. 6. 6)から起算して1年以内に施行)
保険金不正請求事案の再発防止対策として、①損害保険代理店に対する体制整備義務の強化、②保険会社等に対する体制整備義務の強化を定め、保険料調整行為事案対策として、保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止を規定しました。

◆改正公益通報者保護法(公布日(R7. 6. 11)から起算して1年6月以内に施行)

公益通報者の保護拡充のため、その範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び同関係が終了して1年以内のフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除等を禁止しました。また公益通報を行った従業員の通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定されること等が定められました。

◆早期事業再生法(公布日(R7. 6. 13)から起算して1年6月以内に施行)
経済的窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた第三者の関与の下、債権者(金融機関等)の多数決(議決権の総額の3/4以上の同意等)及び裁判所の認可により、債務(金融債務に限定)の権利関係の調整を行うことができる手続を整備しました。

◆改正労働施策の総合的な推進等に関する法律(原則として公布日(R7. 6. 11)から起算して1年6月以内に施行)

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対し、カスタマーハラスメント対策及び求職者に対するセクシュアルハラスメント対策を講ずべき義務、及び従業員の職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務が課されました。

◆譲渡担保法(公布日(R7. 6. 6)から起算して2年6月以内に施行)
動産・債権等を目的として実務上利用されてきた「譲渡担保」「所有権留保」について、明文規定が整備されました。具体的には設定者が担保の目的動産を使用収益できることや集合動産・集合債権譲渡担保権の設定が可能であることを明文化し、設定者の動産の処分権限・債権の取立権限や、担保価値維持義務に関する規律を明確化しました。

◆改正刑事訴訟法(R9. 3. 31までに施行)

現在捜査書類や公判資料は紙で作成され、対面でのやり取りが原則となっておりますが、今回書類の電子化やオンラインの活用を広げて捜査の円滑化・効率化を目指し改正されます。逮捕状の請求・発行や調書の作成の手続きをオンラインで行えるようにするほか、電子データでの記録や保管ができるようになり、刑事裁判の一部をオンラインで行えるようにすることも可能になります。